

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	：	：	法人名				
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)		1	円	税 額 控 除 割 合 の 計 算	連 以 後 親 に 法 開 人 始 事 業 年 連 度 結 が 事 業 成 年 29 年 の 4 月 1 日	(12) > 5 % の場合 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	13	
控除対象試験研究費以外の額の合計額		2				(12) ≤ 5 % の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (12)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	14	
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額		3				税 額 控 除 割 合 (13) 又は (14) (10) = 0 の場合は0.085)	15	
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)		4						
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)		5		税 額 控 除 限 度 額 (4) × ((9) 又は (15))	16	円		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	17			
税 額 控 除 割 合 の 計 算	連 結 親 法 人 事 業 年 度 が 平 成 29 年 度 の 4 月 1 日	(6) ≥ 10 % の場合	7	0.1	(6) > 10 % の場合の特例加算割合 $((6) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	18		
		(6) < 10 % の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8		当 期 税 額 基 準 額 (17) × (0.25 又は (0.25 + (18)))	19	円	
		税 額 控 除 割 合 (7) 又は (8)	9		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (16) と (19) のうち少ない金額)	20		
増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	以 後 に 開 始 す る 連 結 事 業 年 度 が 平 成 29 年 度 の 4 月 1 日	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	10	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7」の①)	21		
		増減試験研究費の額 (1) - (10)	11					
		増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	12					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)

別表六の二三) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「(12) $> 5\%$ の場合
 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ 13 は、
 (小数点以下3位未満切捨て)
 (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」

連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日

までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。

3 「(6) $> 10\%$ の場合の特例加算割合
 $((6) - \frac{10}{100}) \times 2$ 18 は、連結親法人
 (小数点以下3位未満切捨て)
 (0.1を超える場合は0.1)」

事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合（別表六の二（六）「18」に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。